

議案第43号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第6条の改正規定 令和4年1月1日

（2）附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の狭山市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和3年6月4日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方税法等の改正に伴い、個人市民税について、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、及び固定資産税について、課税標準の特例を設けるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。